

西宮市災害ボランティア連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 災害時におけるボランティア活動とそれに伴う災害ボランティアセンターの設置を円滑に実施し、被災者における生活の早期回復に寄与できるよう、平常時から各関係機関の役割と協力事項を検討するため、西宮市災害ボランティア連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営に関すること。
- (2) 災害ボランティアの受入れ及び派遣等の需給調整に関すること。
- (3) 災害ボランティア活動についての情報収集及び提供に関すること。
- (4) 災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- (5) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置き、座長は総務局人事部人事課労務・給与等担当課長を、副座長は社会福祉法人西宮市社会福祉協議会地域福祉課長及び総務局危機管理室防災危機管理課長をもって充てることとする。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長不在の場合は座長の職務を代行する。

(協議会の運営)

第4条 協議会は、必要に応じて開催する。

- 2 協議会は、座長が招集し、主宰する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 4 協議会には、必要に応じて作業部会を置くことができ、その運営については座長が定める。
- 5 その他、運営に関して必要な事項は、協議会において定める。

(結果の報告)

第5条 座長は、第2条の各号に掲げる事項の検討結果について、各構成員の属する機関の長へ報告するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務局危機管理室防災危機管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

【別表】第3条関係

○福祉関係団体

機関名	担当部署	職名
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	地域福祉課	課長
	地域福祉課ボランティアセンター	所長

○ボランティア団体

機関名	担当部署	職名
(特) 日本災害救援ボランティアネットワーク (N V N A D)		常務理事
		事務局長

○市関係

局	部	課	職名
総務局	人事部	人事課	労務・給与等担当課長
総務局	危機管理室	防災危機管理課	課長